

第 3 章

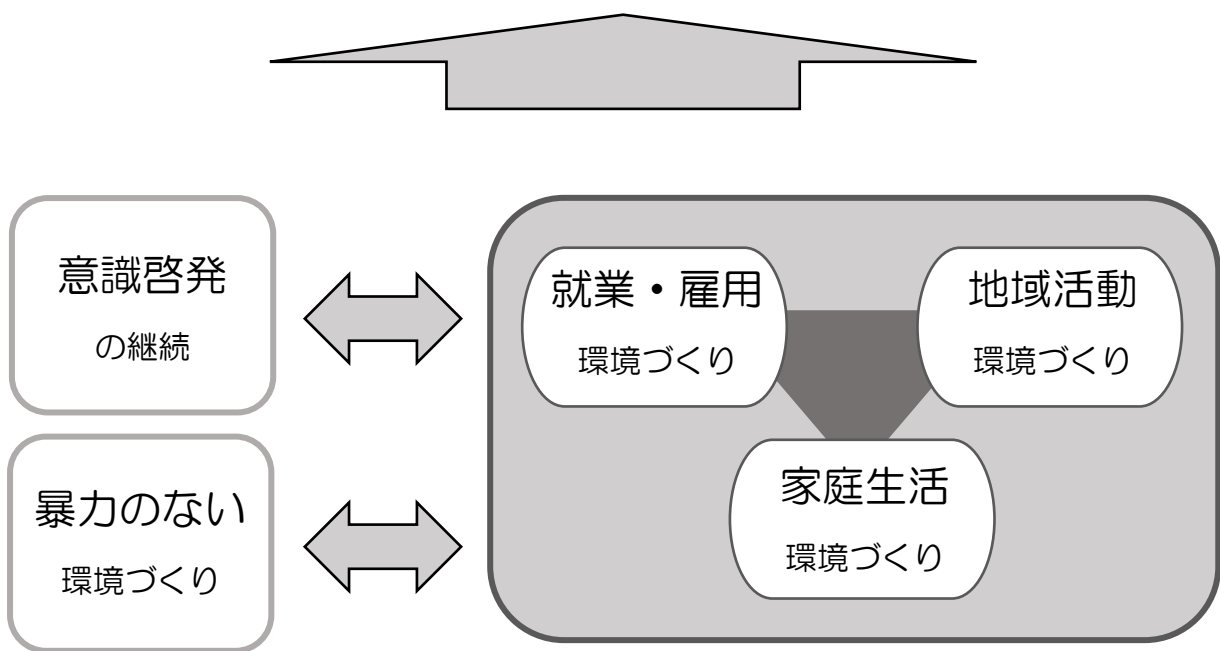
# 計画の基本的な考え方と推進

## 1 計画の基本理念

少子超高齢社会を迎え、家庭のあり方や個人の価値観の多様化など、社会経済情勢が大きく変化している中、男女が互いに個人を尊重しつつ、責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現が求められています。

本市は「岩倉市男女共同参画基本計画 2011-2020」において「<sup>みんな</sup>地域でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念として計画を推進してきました。これまでの歩みを尊重し、引き続き同じ基本理念を掲げ、一人ひとりが多様な生き方を実現できる社会の実現をめざします。

<sup>みんな</sup>  
**地域でともに支えあい、  
生活と仕事が調和するまち 岩倉**



## 2 計画の体系

[ 基本理念 ]

[ 基本目標 ]

[ 施策の方向性 ]

地域<sup>みんな</sup>でともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉



[ 取り組むべき施策 ]

①人権に関する教育・啓発
②あらゆるハラスメント防止の啓発
③国際理解の促進と多文化共生社会の実現に向けた啓発
④性的少数者への理解促進
⑤人権を尊重した表現の推進
①啓発活動の推進
②学校教育を通じた男女共同参画社会への理解
①生涯を通じた学習機会の提供
②地域における市民活動への支援
①雇用対策の充実、就業・生活支援
②人材育成・能力開発の支援
①労働環境の整備
②女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援
①ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方と暮らし方の促進
②家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進
③両立を支える支援の充実
①審議会などへの女性の参画の拡大
②女性の人材育成と能力開発
③市職員の能力の活用と職場環境の整備
①地域コミュニティ活動の充実・支援
②市民活動・市民協働の活性化
③地域における国際理解と多文化共生の推進
①地域リーダーの育成
②地域リーダーのネットワークづくり
③子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり
④防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進
⑤環境活動への参画の促進
①母子の健康づくりの支援
②子育て、子育ち・親育ち支援
③子どもを守る地域環境の整備
①高齢者が安心して生活できる環境づくり
②高齢者を支える体制の充実と権利擁護
①性差を踏まえた健康づくり
②不妊治療対策の推進
③性感染症対策や性教育の推進
④成人の健康づくりの支援
⑤高齢者の健康・生きがいづくりの推進
⑥スポーツ活動の充実
①ひとり親家庭への支援の充実
②障がい者の生活の安定と自立のための支援
③複合的に困難な状況に置かれている家庭への相談・支援体制の充実
①暴力の根絶に関する啓発活動の推進
②女性や若年層に対する性暴力等の根絶
③児童虐待の防止・早期発見
④高齢者虐待の防止・早期発見
⑤多様な被害者への各種相談窓口や適切な支援の充実
①職場におけるハラスメント防止の啓発
②教育の場におけるハラスメント防止の啓発

---

## 3 施策の展開

---

### 1 男女が尊重しあう意識改革を進める（意識啓発の継続）

---

#### （1）人権の尊重

##### 【現状と課題】

1999年（平成11年）に男女共同参画社会基本法が制定され、男女が互いの人権を尊重し、性別による差別的な扱いを受けないこと、個人の尊厳が重んじられること、個人としての能力を発揮する機会が確保されることなどが明記されています。

人権が尊重される社会においては、学校・家庭・地域などのあらゆる分野、あらゆる活動において男女平等に敏感な視点を持って臨むことが求められています。それは、男性も女性も互いの人格を認め合い、互いを尊重しあうことに留まらず、セクシュアルハラスメントなどのあらゆるハラスメントを防止し、さらには、性的少数者や外国籍市民など、様々な人の状況に配慮した社会を実現できるよう人権意識の啓発が必要です。

本市では、岩倉市男女共同参画基本計画 2011－2020 を策定し、「地域（みんな）とともに支えあい、生活と仕事が調和するまち 岩倉」を基本理念に市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、男女共同参画社会の実現を目指してきました。引き続き、あらゆる分野において、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、多様な個性を認め合い、性別にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するための意識づくりを推進していきます。

## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	人権に関する教育・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幼少期から男女が健全な人間関係を築き、命の尊さ、お互いの性を尊重する教育が浸透するよう啓発活動に努めます。</li> </ul>	市民窓口課 学校教育課 子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権に関する相談に対応するため、関係機関と連携し、人権に関する情報収集や相談窓口の紹介に努めます。</li> </ul>	秘書企画課 市民窓口課
②	あらゆるハラスメント防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会のあらゆる組織や人間関係において発生しうるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントなど各種ハラスメントの防止の啓発に取り組みます。</li> </ul>	秘書企画課 商工農政課 学校教育課
③	国際理解の促進と多文化共生社会の実現に向けた啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国際理解を深めるとともに、多文化共生社会の実現に向けた啓発活動に努めます。</li> </ul>	協働安全課
④	性的少数者への理解促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権教育や人権啓発活動を通して、性の多様性及び性的マイノリティ（LGBT）に関する理解促進を図ります。</li> </ul>	協働安全課
⑤	人権を尊重した表現の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人権についての正しい理解を促すとともに、人権を侵害するような有害情報から女性や青少年を守るための啓発に取り組みます。</li> </ul>	協働安全課 市民窓口課 生涯学習課

## (2) 男女共同参画社会に対する理解の促進

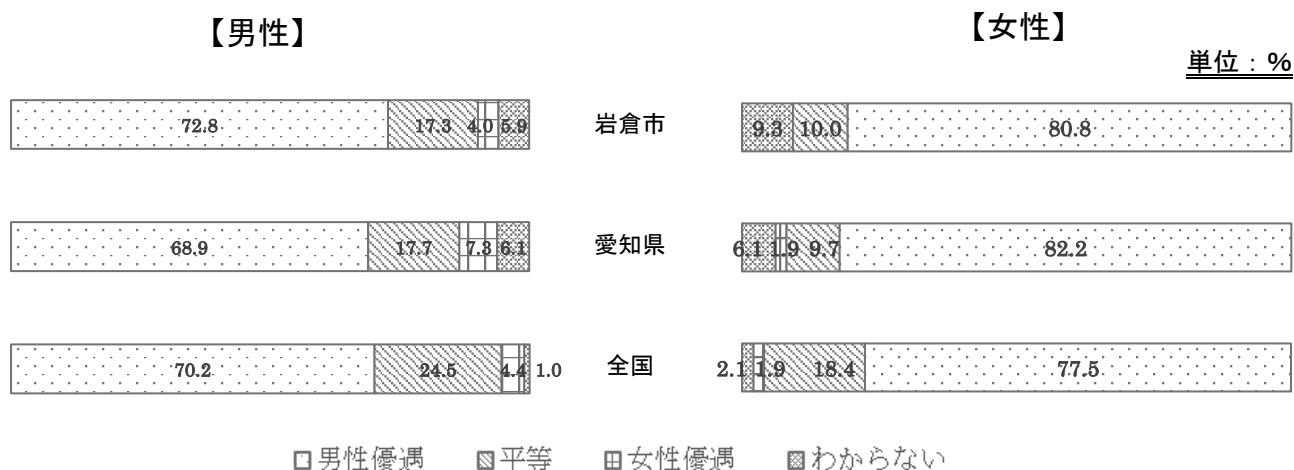
### 【現状と課題】

男女共同参画の視点にたった法律や制度の整備が進むとともに、女性の地位向上や男女平等に対する意識にも変化がみられ、女性の社会進出や男性の家事などへの参加も増えてきました。しかし、女性活躍の“壁”として“社会の意識”がいまだに残っており、女性活躍が声高にいわれるものの、十分な実感が得られていないというのが現実です。

市民意識調査において、男女の平等感は、全体の約8割の人が“社会全体”として「男性が優遇されている」と感じています。全国的に見ると、愛知県は、固定的性別役割分担意識の強い傾向が見られます。他市町村と同様に、本市でも共働き家庭は増加していますが、主たる稼ぎ手は男性といった役割分担意識が色濃く残っています。このようなアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）が社会生活の中で依然として存在し、大きな障壁となっています。アンコンシャス・バイアスは長い時間をかけて形成されるということもあり、性別に基づく固定観念を幼い頃から生じさせないことが重要になってきます。

男女共同参画社会の実現のためには、こうしたジェンダーアンバランスを解消し、男性も女性も互いに尊重し、男女共同参画についての正しい知識をもち、誰もがその必要性を理解し、活躍できるように、広報啓発活動を推進していく必要があります。

### ■社会全体としての男女の平等感



資料：市民意識調査（2020年）

## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固定的な性別役割分担意識を是正し、男女共同参画社会の実現に向けて、啓発活動に努めます。</li> </ul>	協働安全課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市職員に対し、男女共同参画にかかわる研修を実施します。</li> </ul>	秘書企画課
②	学校教育を通じた男女共同参画社会への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 性別にとらわれず子どもの個性や能力などを大切にした教育を推進します。</li> <li>• 男女が将来にわたって健康状態や性差に応じた適切な自己管理ができるよう、健康教育や性教育を推進します。</li> <li>• 教職員に対し、男女共同参画の視点に立った取組を実施できるよう、研修、啓発などに関する情報を提供します。</li> </ul>	学校教育課

### (3) 男女共同参画社会に向けた市民活動への支援

#### 【現状と課題】

本市における男女共同参画社会に向けた市民活動は、1977年（昭和52年）の公民館講座で開講された婦人学級に始まり、1980年（昭和55年）からはその受講生らによる自主企画・自主運営として様々な取組を積み重ねてきました。その後、女性サロンに名称を変更し、さらに男女共同参画セミナーとして、男性も参画し、現在も企画委員会による生涯学習講座として毎年開催しています。

また、1990年度（平成2年度）から公募ボランティアの市民と行政の協働により、岩倉女性フォーラムを開催し、その後、男女共生フォーラム、男女共同参画フォーラムと名称を変えながら、2年ごとに講演会、パネルディスカッションなどを2011年度（平成23年度）まで開催してきました。

しかし、家庭や地域において、男女共同参画社会に向けての十分な理解が進んでいるとは言えず、これからも市民が主体となった活動を支援し、男女共同参画社会に向けた啓発を推進していくことが求められています。

一人ひとりが自主的・主体的に学び、ライフステージに応じた学習や趣味、ボランティア活動、地域社会への参画を通じ、自己実現していくための環境整備に努めていきます。

#### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	生涯を通じた学習機会の提供	<ul style="list-style-type: none"><li>・ライフステージに応じた様々な学習機会を提供することで、男女がともに自立して生活していけるよう、生涯学習講座の充実を図ります。</li><li>・男女ともに積極的に学習に参加できるよう、託児付き講座など学習環境の整備に努めます。</li></ul>	生涯学習課
②	地域における市民活動への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民と協働し、男女共同参画に関する市民活動を支援します。</li></ul>	協働安全課



## 2 多様なライフスタイルに対応した就業・雇用環境を形成する（就業・雇用環境づくり）

### （1）多様な働き方の普及と就業能力の形成

#### 【現状と課題】

現在、日本は高齢化が進み、労働人口の減少や経済の停滞が懸念される状況にあります。人生 100 年時代の中で、企業は多様な人材が活躍できるように、フルタイム、残業・転勤あり、仕事一筋で定年までという男性中心の働き方を改革しつつあります。これからは教育、仕事、老後という人生の中で、その時々ライフステージにおいて、すべての人々がそれぞれの希望に応じた学び方、働き方、生き方を選択できることが求められます。つまり、誰もが自らの意欲・能力を十分に生かせ、自ら選択できるよう、雇用環境づくりや人材育成、能力開発への支援が求められています。

高等教育を受けた女性が活躍しやすい環境づくりは男女共同参画を促進する上で重要な課題です。特に女性の参画の少ない理工系分野などにおいては、女性の視点や能力を反映させるため、ジェンダーアンバランスを解消する必要があります。若い世代が自由な進路選択をすることができるように大人を含めた周囲のアンコンシャス・バイアスを払拭し、進路選択への理解を深めるための情報提供が重要となります。

このように女性の活躍を推進することは、社会の持続可能性の確保をはじめとする様々な課題の解決にもつながります。

#### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	雇用対策の充実、就業・生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワークなどの関係機関と協力し、情報提供を図るとともに、若年者や離職者などへの就職相談や就職フェアを実施します。</li> <li>事業所に対して雇用奨励のための支援・優遇措置の周知を図ります。</li> </ul>	商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>離職などにより生活が困難な人に対して、生活の困りごとや不安を解決できるよう支援を行います。</li> </ul>	福祉課
②	人材育成・能力開発の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女ともに希望する職業や役職に就けるよう、能力開発のための様々な学習の機会や場の情報を提供します。</li> </ul>	商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>様々な職種について知り、職業体験などを通じて、固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路選択、キャリアプランについての理解を深める取組を実施します。</li> </ul>	学校教育課

## (2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保

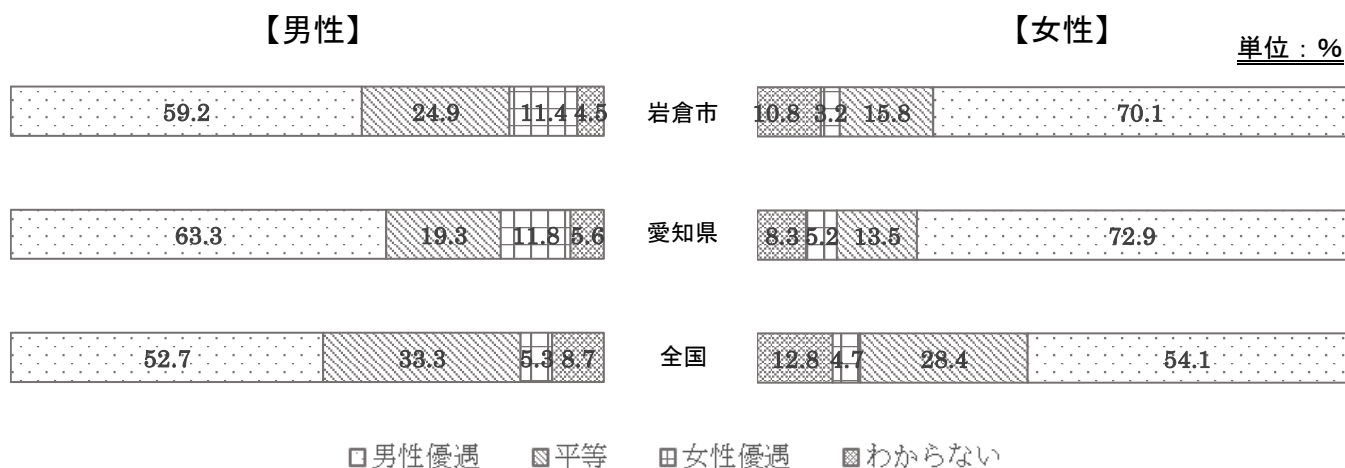
### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法や労働基準法などの法令により雇用、待遇、職種などにおいて男女平等が義務づけられています。しかし、女性の就業者については、パートや派遣社員などの非正規雇用従事者が50%を超えている現状です。これらの就業形態は多様なニーズに応えるという利点もありますが、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との待遇格差が男女間格差の一因になっている場合もあります。また、介護・看護・育児など、ケアワークの現場で働く人は、女性の割合が高くなっています。こうした性別分業的な負担の抜本的な軽減が求められています。

市民意識調査では、“職場”における男女の平等感について、「男性の方が優遇されている」と答えた人が約6割を占めています。特に女性において、その不平等感は強いといえます。

本市における女性の年齢別就業率の推移をみると、M字カーブは緩やかになって、女性の結婚・出産・育児期の就業率は上昇しています。しかし、愛知県と比べ、全体的に就業率は低くなっています。このような状況を改善するためにも、出産や育児、介護などにより一旦仕事を離れた後の再就職に向けた支援が必要となります。

### ■職場における男女の平等感



資料：市民意識調査（2020年）

## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	労働環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所に対して、育児・介護休暇に関する制度などの啓発に取り組みます。</li> <li>労働安全衛生といった労働条件の向上など、適正な雇用・労働環境の整備推進を啓発します。</li> </ul>	商工農政課
②	女性の就労環境改善に向けた普及・啓発・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の働く権利の保障と男女が平等に扱われる職場づくりに向け、男女の雇用機会の均等を図るよう事業所への啓発に取り組みます。</li> <li>結婚や出産、育児などの理由で退職した女性が、それまでの経験を生かして再び働くことができるような支援に努めます。</li> </ul>	商工農政課

### (3) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

#### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現していくためには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していかなければなりません。これまでの仕事優先の男性中心社会が女性も男性も生きにくくなる一因となっていました。男女がともに仕事と家庭、その他の活動と調和のとれた生活を送るためには、“働き方と暮らし方の変革”が求められます。

改正育児・介護休業法は2017年（平成29年）に施行されましたが、家庭に仕事を持ち込めない、職場に迷惑をかけたくないという意識により、休業ではなく、離職せざるを得ない状況になるケースも多々みられます。

また、コロナ禍にある2020年（令和2年）には、新しい生活様式が求められ、時差出勤やフレックスタイム制、テレワークや在宅勤務制度が社会的にも浸透しました。その結果、女性への家事負担の増加やシャドーワーク（見えない仕事）の存在が、浮き彫りになりました。事業所などにも働きかけを行い、多様で弾力的な働き方ができるような支援を継続し、誰もが仕事と生活の調和のとれた社会を実現することを目指す必要があります。

市民意識調査によると、30代から50代の年齢層では、現状において男性は「仕事優先」、女性は「家庭生活優先」がそれぞれ4割程度を占めています。理想としては、男性は「仕事と家庭生活を優先」が4割、女性は「仕事と家庭生活を優先」「仕事・家庭生活・地域を優先」がそれぞれ3割程度になっています。

「仕事と家庭生活優先」の理想に現実が伴っている割合は男性で19%、女性で14%です。この割合を引き上げられるよう、家庭における役割分担、職場の理解と支援、地域や行政の支援や連携が必要となっています。

## ■50 代までのワーク・ライフ・バランスの意識

	上段：男性 (%) 下段：女性 (%)	全体	理想の優先度								
			を「仕事」を優先したい	を「家庭生活」を優先したい	を「地域・個人の生活」を優先したい	を「仕事」と「家庭生活」を優先したい	を「地域・個人の生活」と「仕事」を優先したい	を「地域・個人の生活」と「家庭生活」を優先したい	を「地域・個人の生活」と「仕事」と「家庭生活」を両立したい	その他	わからない
全体		100.0	3.3	20.8	4.2	40.0	3.3	7.5	20.0	0.8	-
		100.0	1.1	18.1	1.7	32.8	3.4	10.2	28.8	-	4.0
現状の優先度	「仕事」を優先している	38.3	2.5	4.2	-	16.7	2.5	1.7	10.8	-	-
		14.1	0.6	0.6	0.6	7.9	-	0.6	2.8	-	1.1
	「家庭生活」を優先している	13.3	-	8.3	-	1.7	-	2.5	0.8	-	-
		41.2	-	15.8	0.6	10.7	-	5.1	9.0	-	-
	「地域・個人の生活」を優先している	3.3	-	0.8	2.5	-	-	-	-	-	-
		3.4	-	0.6	-	0.6	-	1.1	1.1	-	-
	「仕事」と「家庭生活」を優先している	32.5	-	6.7	0.8	19.2	-	2.5	3.3	-	-
		24.9	-	1.1	0.6	13.6	1.1	0.6	6.8	-	1.1
	「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	5.0	0.8	-	0.8	0.8	0.8	-	1.7	-	-
		4.0	0.6	-	-	-	1.1	1.1	1.1	-	-
	「家庭」と「地域・個人の生活」をともに優先している	1.7	-	-	-	-	-	0.8	0.8	-	-
		2.3	-	-	-	-	-	1.1	1.1	-	-
	「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」を両立している	4.2	-	0.8	-	0.8	-	-	2.5	-	-
		7.9	-	-	-	-	0.6	0.6	6.8	-	-
その他	1.7	-	-	-	0.8	-	-	-	0.8	-	
	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
わからない	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2.3	-	-	-	-	0.6	-	-	-	1.7	

資料：市民意識調査（2020年）

### 【取り組むべき施策とその内容】

施策	内容	担当課
① ワーク・ライフ・バランスの普及や多様な働き方と暮らし方の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる立場の人に、ワーク・ライフ・バランスの必要性とメリットが普及するよう、啓発に取り組めます。</li> </ul>	協働安全課 商工農政課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>愛知県ファミリーフレンドリー企業の普及に努めます。</li> <li>商工会と連携し、労働時間短縮やフレックスタイム制、テレワークの導入など、多様な働き方の実施に向けた様々な情報を提供します。</li> </ul>	商工農政課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市職員に対し、育児休暇や出産介助のための休暇など各種両立支援制度の利用促進を図ります。</li> <li>男性職員の育児休業取得促進に向け、管理職を対象にした意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施します。</li> </ul>	秘書企画課
② 家庭生活・地域活動における男女共同参画の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児や介護について学習する機会を増やします。</li> </ul>	長寿介護課 健康課 生涯学習課 子育て支援課
③ 両立を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>働く男女が、仕事と育児や介護などを両立できるようにするため、保育・介護サービスの充実を図ります。</li> </ul>	長寿介護課 子育て支援課



### 3 男女がともに参画する地域社会を形成する（地域活動環境づくり）

#### （1）政策や方針決定の場への参画の促進

##### 【現状と課題】

2015年（平成27年）に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）では、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画および平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。また、男女共同参画社会基本法でも、男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会を目指すとしています。しかし、世界経済フォーラム「ジェンダーギャップ指数2020」によれば、日本は153カ国中121位、先進7カ国（G7）で最下位です。このように日本の実態は非常に後れており、こうした現状を改善していくためにも、政策や方針決定の場に女性の積極的な参画が求められます。

2016年（平成28年）に「岩倉市市民参加条例」が施行され、審議会などに多様な人材が参加できるように公募や市民委員登録を実施しています。2020年（令和2年）4月1日現在の審議会等の女性登用率は31.9%で、県下54市町村の10番目に位置しています。女性の声をさらに市政に反映させるため、引き続き、女性委員の登用率の向上と女性委員の含まれていない審議会などの解消に積極的に取り組んでいく必要があります。

##### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	審議会などへの女性の参画の拡大	・市の審議会などへの女性委員の登用率を向上させます。また、女性が含まれていない審議会などの解消に努めます。	各課
		・多様な人材を確保するため、市民に市民委員登録制度の周知を図るとともに、各課へ情報を提供します。	協働安全課
②	女性の人材育成と能力開発	・講座や研修などを通して能力開発などの機会を提供します。 ・参画意欲のある女性や女性団体のネットワークづくりを支援し、情報交換の場を提供します。	協働安全課
③	市職員の能力の活用と職場環境の整備	・仕事と子育ての両立など、男女がともに働きやすい環境の整備を図っていきます。 ・男女ともに幅広い分野の職務を経験できるような人員配置などを行います。 ・女性職員の地位向上につながる研修の充実を図ります。	秘書企画課

## (2) 地域社会への参画の促進

### 【現状と課題】

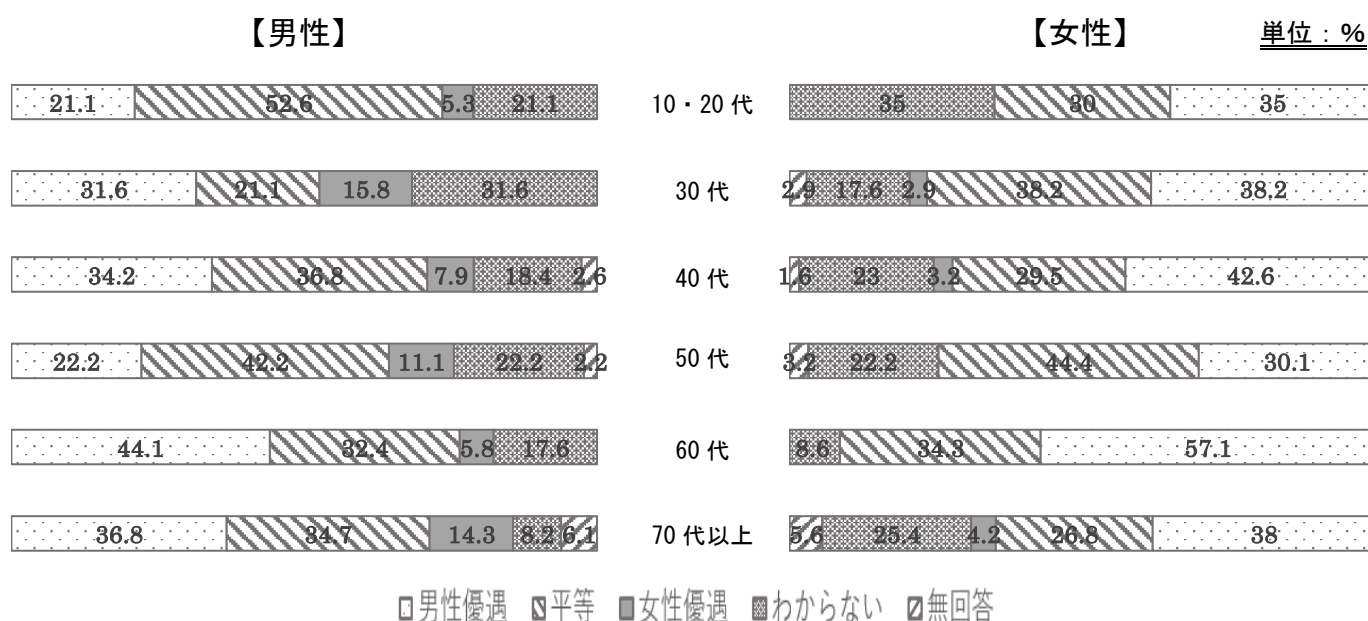
本市では、30 の行政区が組織され、行政との連携を通じて、地域コミュニティ形成の重要な役割を担っています。しかし、行政区の区長や役員は男性が担うことが多く、子ども会やPTAなどは女性を中心に活動しています。地域コミュニティ活動は、古くからの慣行が残り、固定的な性別役割分担意識は未だに払拭されていません。市民意識調査でも、60代の女性の6割が“地域活動の場”で「男性優遇」と回答しています。また、行政区で女性が活躍するために必要なこととして、「女性参画推進の観点から町内会等の業務の見直し」が最も高い割合を占めています。

市民活動においては、市民が自主的・自発的に参画し、行政との協働によるまちづくりに大きな力を発揮しています。2002年（平成14年）の「岩倉市市民活動支援計画」の策定に始まり、2013年（平成25年）に本市のまちづくりのルールとなる「岩倉市自治基本条例」、2016年（平成28年）に「岩倉市市民参加条例」を施行するなど、市民の公益的な活動に対しての制度を整えてきました。

市内に在住する外国籍市民は、2020年（令和2年）4月1日現在、2,690人で、人口の約5.6%を占めています。約半数はブラジル国籍ですが、技能実習生の受け入れなど入管法の改正により、国籍の多様化が進んでいます。文化や習慣の違いなどから、地域コミュニティでは新たな摩擦も発生し、こうした課題を解決していくためにも国際理解と多文化共生の推進を図っていかねばなりません。

誰もがその能力を発揮し、その地域での活動に参画できるよう、多様な主体との協働であるマルチパートナーシップによるまちづくりを推進していかなくてはなりません。

### ■地域における男女の平等感



資料：市民意識調査（2020年）



## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	地域コミュニティ活動の充実・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が下支えしながら男性中心に行われてきた地域事業や活動に対し、男女対等な参画を促進し、それぞれが責任を自覚し、共同参画していく気運を高めます。</li> <li>コミュニティ意識の醸成と地域コミュニティ組織への加入促進を支援し、コミュニティ活動へ平等に参画できるように支援します。</li> </ul>	協働安全課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>地域コミュニティ活動の中心的役割を果たす行政区や、民生委員・児童委員協議会などの育成と活動の支援を行います。また、子ども会、婦人会、老人クラブなど、地域で活動する団体において男女がともに活発に活動できるよう支援します。</li> </ul>	協働安全課 福祉課 長寿介護課 生涯学習課 子育て支援課
②	市民活動・市民協働の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民活動団体の活動拠点となる市民活動支援センターを運営します。</li> <li>公益的な活動を行う市民活動団体へ助成金を交付するなど、団体の活動を支援します。</li> </ul>	協働安全課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>P T Aや子ども会などの活動に父親も母親もともに参画し、地域活動の輪を広げていけるよう支援します。</li> <li>子どもの健やかな成長を図るため、男女の別や年齢層の別を問わず地域ぐるみで子どもを見守り、子育てを支援する環境を整えます。</li> </ul>	学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
③	地域における国際理解と多文化共生の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生社会の実現に向け国際交流協会などと協働で、外国籍市民などとの相互理解を図る学習機会の充実に努めます。</li> <li>国際交流員による国際理解教育を実施します。</li> <li>「外国人サポート窓口」を設置し、窓口での手続きのサポートや日常生活に関する情報の提供、相談など外国籍市民などの生活の支援を行います。</li> </ul>	協働安全課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生社会の実現に向けて、国際理解を深める学習を実施します。</li> <li>生活習慣、文化などの多様性を体感し、視野をひろげるとともに、国際感覚を養うため、中学生海外派遣事業を実施します。</li> <li>外国籍の児童生徒が学校生活に適応し、安心して学べる環境を確保するため、「日本語ポルトガル語適応指導教室」を設置し、個の能力に応じた指導を実施します。</li> </ul>	学校教育課

### (3) 地域ネットワークによる地域活動環境づくり

#### 【現状と課題】

近年、大規模な地震や降雨などによる自然災害が頻発しています。本市では、現在、全行政区において、地域安全パトロール隊による防犯パトロールや自主防災会組織による防災活動、保健推進員による健康づくり活動など、安心して暮らしやすい地域にするため、様々な分野で市民が主体的に活動に取り組んでいます。

しかし、一方で、地域に関わる意識が希薄化し、地域活動を取り巻く環境は厳しくなっています。性別や年齢、国籍に関わりなく、多様な人材がその能力を発揮し、互いに連携し、地域活動に参画できる環境づくりがますます重要になっています。

地域を取り巻く環境の変化やニーズが多様化、複雑化しており、市民と行政が協働し、地域のことも自分のことと認識し、自助・共助・公助によるまちづくりを進めていく必要がますます高まっています。

#### 【取り組むべき施策とその内容】

施策	内容	担当課
① 地域リーダーの育成	・地域の防犯・防災活動や福祉・保健活動など地域コミュニティのリーダーとなる女性の人材育成を進めます。	協働安全課 福祉課 健康課
② 地域リーダーのネットワークづくり	・地域が抱える課題などを情報交換する場を設けるなど、地域リーダーのネットワークづくりを図ります。	協働安全課
③ 子どもや若者の育成支援のためのネットワークづくり	・不登校、ひきこもり、ニートなど困難を抱える子どもや若者の支援を行うとともに、ネットワークづくりにも努めます。	福祉課 健康課 学校教育課 生涯学習課 子育て支援課
④ 防犯・防災活動や福祉・保健活動への参画の促進	・地域の防犯・防災活動や福祉・保健活動など地域住民が主体となった公益的な活動に対する助成や支援の充実と、男女の多様な視点や能力が、これらの活動に反映されるよう努めます。	協働安全課 福祉課 健康課 消防本部
⑤ 環境活動への参画の促進	・地球温暖化の防止や生物多様性の保全などの環境に関する課題を解決するため、女性の視点や能力を地域での環境活動に生かすことができるよう支援します。	環境保全課



## 4 多様な世帯の安心な暮らしを形成する（家庭生活環境づくり）

---

### （1）多様なニーズに対応した子育ての支援

#### 【現状と課題】

あらゆる場で女性の活躍を推進していくためには、家庭内においても固定的な性別役割分担意識にとらわれないよう、家族が互いに思いやり、暮らし方を変えていく必要があります。

市民意識調査では、「夫が外で働き、妻は家庭も守るべき」という考え方に対し、反対する人の割合は、愛知県調査と比べ高くなっており、本市では家庭内の固定的役割分担に対する意識が愛知県より低くなっているといえます。しかし、「育児休暇を取った方がいい」と答えた10、20代の男性は6割を超えるものの、30代の男性になると、4割弱に減っています。イクメンやそれを支援するイクボスという言葉が定着しつつあるものの、母親への負担は軽減しているとはいえません。また、家族形態も多様化し、コミュニティでのつながりも希薄化し、身近に妊娠や子育てについて相談できる人がおらず、孤立化する親も増えてきています。こうした不安や悩みを解決できるよう、親同士の仲間づくりや家庭訪問に加え、父親の子育てへの参加促進を図り、女性も男性も子育てを楽しめるような環境づくりと支援が求められます。

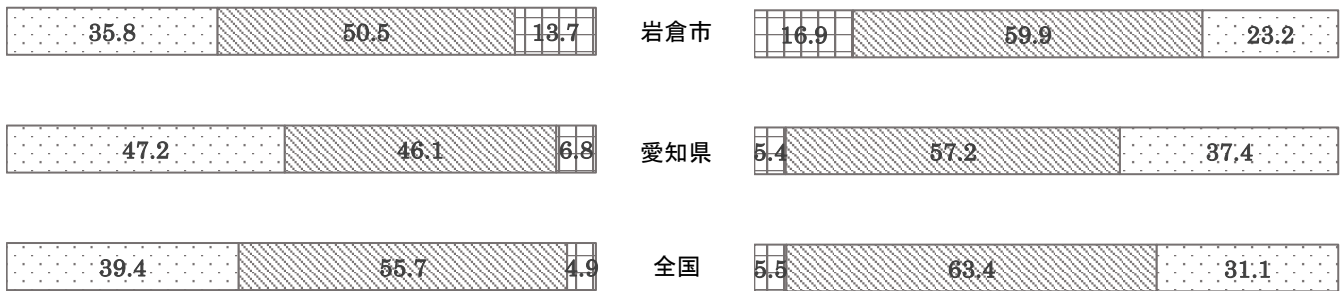
また、平成30年度に第5次総合計画策定のために実施した市民意向調査では、子育てに関する施策への要望について、「育児休業や労働時間の短縮など子育てしながら働き続ける環境の整備」が高くなっています。子育てを取り巻く環境を整え、地域社会全体で子育てを支援していく体制を整えていかなければなりません。

## ■「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方

【男性】

【女性】

単位：%



□ 賛成 □ 反対 □ わからない

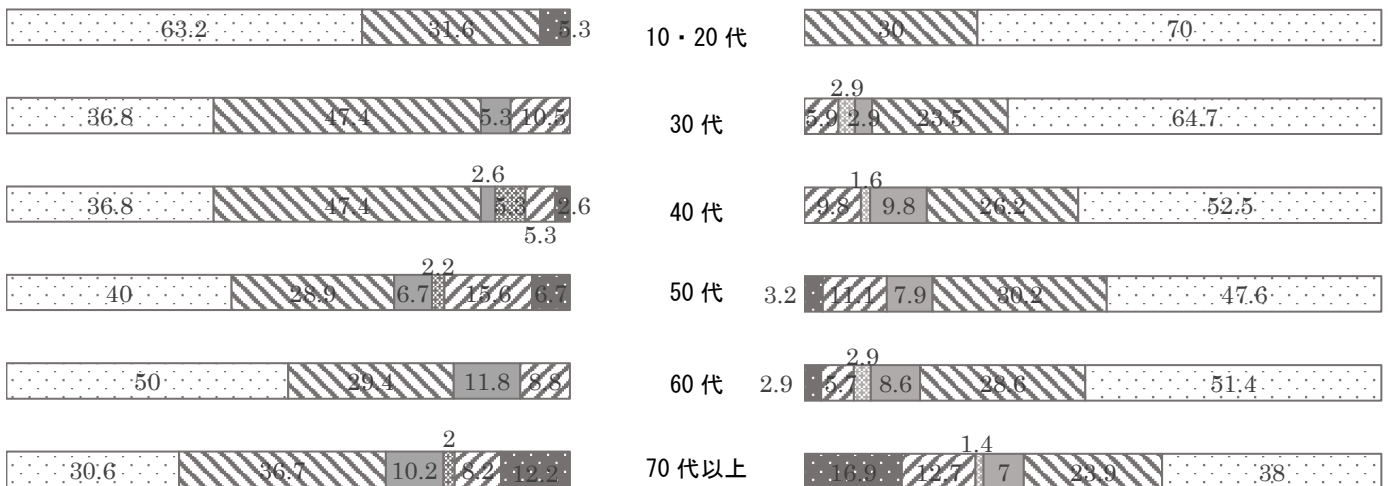
資料：市民意識調査（2020年）

## ■育児休暇をとることについての考え方

【男性】

【女性】

単位：%



□ とったほうがよい □ どちらかという、とらないほうがよい □ どちらかという、とらないほうがよい □ とらないほうがよい □ わからない □ 未回答

資料：市民意識調査（2020年）

## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	母子の健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、女性の健康に喫煙や飲酒が及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割、女性特有の病気予防などについて啓発します。</li> <li>保健センターと子育て支援センターがさらに連携し、妊娠期から子育て期にわたる継続的・包括的な支援を充実させます。</li> <li>子育てに関する社会資源の情報提供及び産後ケア事業など必要な産前・産後サービスの充実に努めます。</li> <li>父親の妊娠・出産への理解と子育てへの参加促進のため、関係機関との連携を図り、講座の開催や情報提供を行います。</li> <li>母親の育児不安の軽減などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。</li> </ul>	健康課
②	子育て、子育て・親育ち支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>公立保育園と私立幼稚園、認定こども園などの民間保育施設との連携を進めるとともに、保育園送迎ステーションや、一時保育、病児・病後児保育、休日保育などの保育サービスの充実に努めます。</li> <li>放課後児童健全育成事業の充実に努めます。</li> <li>ファミリー・サポート・センターの会員拡大や、子育てサークル活動の育成及び支援を進めます。</li> </ul>	子育て支援課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て支援センターや生涯学習センターの子供ルームなどの子育て支援施設が連携し、地域の親子の居場所づくりを進めます。</li> <li>保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミナーや親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るとともに、「子育て・親育ち推進事業」などにより、妊娠や育児、親の役割などの情報の提供に努めます。</li> </ul>	健康課 生涯学習課 子育て支援課
③	子どもを守る地域環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>各地域の児童の登下校を見守る活動を支援します。また、「こども110番の家」の増設を市民・事業者などの協力を得ながら推進するとともに、不審者情報などの発信に努めます。</li> <li>幼児の交通安全意識を育てるため、交通安全教室を開催するとともに、児童の交通安全を地域ぐるみで見守る活動を支援します。</li> </ul>	協働安全課 学校教育課

## (2) 高齢者の暮らしの支援

### 【現状と課題】

本市の2020年（令和2年）10月1日時点の65歳以上の高齢者数は12,203人、高齢化率は25.4%となっており、介護保険制度が始まった2000年（平成12年）と比べ、約2倍に増加しています。また、市内の要介護（支援）認定者の約5割の人に日常生活に支障をきたすような認知症状が見受けられます。ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯の増加に伴い、認知症介護をはじめとした老老介護や孤立死への対策が喫緊の課題となっています。地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアシステムを構築し、高齢になっても住み慣れた家庭や地域で安心して生活することのできる共生社会の実現を目指します。

現在、介護の担い手の状況をみると、家庭内での主な介護者もホームヘルパーなどの介護労働者も多くは女性です。今後は少子高齢化の進行や共働き世帯の増加とともに男性も介護の担い手となる状況も増えてきます。働きながら、あるいは学びながら家族を介護する男女の負担を軽減できるように、介護サービスの利用を支援することで、介護離職せずに、家族とともに安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	高齢者が安心して生活できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護サービス提供事業所や地域住民、その他の事業所など、多様な主体で介護予防や日常生活の自立を支援するために、地域の機能の強化を図ります。</li> <li>さくらの家や南部老人憩の家などの活用や、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン活動や認知症カフェの支援など、地域における交流の場の充実に努めます。</li> <li>認知症に関する啓発や講座開催などの学習機会を設けます。</li> <li>介護の現場を担う介護人材の確保・定着のための支援に努めます。</li> </ul>	長寿介護課
②	高齢者を支える体制の充実と権利擁護	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域包括ケアシステムの確立に向け、地域包括支援センターの相談・支援体制を充実させるとともに、関係機関との連携強化を図ります。</li> <li>認知症サポート医などの専門職による認知症初期集中支援チームでの支援や認知症地域支援推進員の活動促進に努めます。</li> <li>緊急通報システム、生活支援型給食サービス事業、すこやかタクシー料金助成などの支援の充実を図ります。</li> <li>高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理などを支援するため、地域包括支援センターや尾張北部権利擁護支援センターと連携し、日常生活自立支援事業や成年後見制度の周知・啓発、利用促進を図ります。</li> </ul>	長寿介護課

### (3) 生涯を通じた男女の健康づくりの支援

#### 【現状と課題】

男性も女性も生涯にわたって健康な生活を送り、互いに身体的性差を十分に理解し合い、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の前提となるものです。特に女性には妊娠・出産の可能性があり、思春期から更年・高齢期にかけて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、特別な配慮が必要となります。子どもを産むか産まないかなどを女性が自己決定できるように、社会全体がリプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）について十分に理解し、認識を深めることが重要となります。心身及びその健康について正確な知識や情報を入手し、主体的に行動し、健康を享受できるようにしていかなければなりません。

本市においては、2018年度（平成30年度）に体も心も健康で、いきいきと幸せになれるまちを実現するために、「健幸都市宣言」を行い、五条川健幸ロードを活用した運動事業や健幸伝道師事業などに取り組み、2020年（令和2年）には「健幸づくり条例」を制定しました。

今後、生涯にわたり男女の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連携を強化し、心身ともに自分らしくいきいきと幸せに暮らせるように施策を実施していく必要があります。



## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	性差を踏まえた健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>性差に応じた健康づくりを支援し、その理解のための情報収集や情報提供に努めます。</li> <li>女性特有の疾病として特に乳がん・子宮頸がんについては、予防・早期発見のために受診機会を設け、定期的に受診するよう促進します。</li> </ul>	健康課
②	不妊治療対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを産み育てたいという希望をもちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的不安を軽減するために、一般不妊治療に対する支援を行います。</li> </ul>	健康課
③	性感染症対策や性教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>性感染症や望まない妊娠を予防するために思春期からの性教育を実施し、検査や相談を受けやすい環境づくりに努めます。</li> </ul>	健康課 学校教育課
④	成人の健康づくりの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の主体的な健康づくり活動を支援するため、健康に関する様々な取組や関係団体などと連携し、だれもが気軽に健康づくりに取り組める環境づくりに努めます。</li> <li>栄養バランスに関する正しい知識など健康づくりに関する知識や生活習慣病に関する知識の提供と健康教育に努めます。</li> <li>がんの予防・早期発見のために、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、受動喫煙に関する知識の普及、若い世代への予防啓発に取り組むとともに、がん検診の利便性向上に努めます。</li> <li>こころの健康に関する知識の普及啓発を推進するとともに、過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、関係機関と連携を図り、相談体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。</li> </ul>	健康課
⑤	高齢者の健康・生きがいづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の地域社会参加や生きがい活動を推進するため、生涯学習やスポーツ活動への参加機会の提供や、生涯学習センターやスポーツ施設などの利用促進を図ります。また、老人クラブの活動を支援し、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。</li> </ul>	長寿介護課 生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に対し、ハローワークなど関係機関と連携し、情報提供に努めます。</li> </ul>	長寿介護課 商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>いつまでも健康で元気に暮らすため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防事業を実施し、身体や口腔内の健康など、総合的な高齢者の健康づくりを推進します。</li> </ul>	長寿介護課 健康課
⑥	スポーツ活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民がよりスポーツを身近に感じられるように、関係団体と連携して地域におけるスポーツの普及・振興を図ります。また、団体の指導者育成を支援します。</li> </ul>	生涯学習課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>五条川健幸ロードを活用した運動事業などを通じた運動指導の充実を図り、関係部署や事業所と連携した取り組みを推進します。</li> </ul>	健康課

## (4) 多様な家庭への支援体制の整備

### 【現状と課題】

高齢化や少子化の進行、未婚や離婚による単身世帯やひとり親家庭の増加、非正規労働者の増加など、社会の変化に伴い多様な家族形態が生まれています。

ひとり親家庭では、子育てと生計の担い手を一人で担う事となるため、経済的、精神的に負担が大きくなります。昨今、不安定な雇用状況により、母子家庭だけではなく、父子家庭にも経済的困窮がみられるようになってきました。

また、障がい者の支援に関しては、法整備が進められ、本市においても相談件数は増加傾向にあります。相談内容が複雑化していることもあり、担当部署間や関係機関などによるネットワークをより強固にしていくことが重要です。

家庭においては、障がい、介護、子育てなどが複合的に発生する場合もあるため、誰もが健康で自立し、安心して暮らしていけるよう、それぞれの状況に配慮したきめ細かな支援をしていくことが重要です。

### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	ひとり親家庭への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭に対する自立支援、職業能力の向上、求職活動に関する支援などに努めます。</li> <li>自立した生活をおくるための各種給付・貸付制度の周知に努めます。</li> </ul>	子育て支援課
②	障がい者の生活の安定と自立のための支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体・知的・精神それぞれの障がいの相談に対応できるよう、基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実を図るとともに、関係団体との連携を強化し、適切な相談支援を実施します。</li> <li>障がい者が安心して地域での生活を送ることができるよう、サービス提供事業者への支援や在宅福祉サービスの充実を図ります。</li> <li>教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障がい者関係団体などで構成する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障がい者の支援に努めます。</li> </ul>	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、障がい者雇用に対する理解促進に努めます。</li> </ul>	福祉課 商工農政課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者を含むすべての人が気軽に外出できるよう、道路や歩道のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた施設の整備を推進します。</li> </ul>	都市整備課 維持管理課 (施設は所管課)
③	複合的に困難な状況に置かれている家庭への相談・支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市の各部署・民間団体などと連携し、介護、障がい、子ども、困窮などの相談・支援体制の充実を図ります。</li> </ul>	福祉課 長寿介護課 健康課 学校教育課 子育て支援課



## 5 あらゆる暴力の防止に取り組む（暴力のない環境づくり）

---

### （１）女性・子ども・高齢者等に対する暴力の根絶

#### 【現状と課題】

女性・子ども・高齢者等に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。

近年、セクシュアルハラスメントや性暴力などの性被害の経験を告発する「#MeToo」運動がSNSを中心に話題となり、女性に対する暴力に関する問題の根深さが露呈され、これらの暴力の根絶を求める声が広がっています。また、支援を必要とする女性などが誰一人取り残されないことが求められます。

安心して生活できるはずの家庭内や親密な関係の中で起こるDV（配偶者などからの暴力）は周囲からの発見が難しく、潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。若い世代においては、恋人からの暴力（デートDV）も社会的な問題となってきています。加害者・被害者がどのような間柄にあるかに関わらず、人権侵害である暴力は決して許されるものではありません。また、暴力の被害者は、その後、心身の不調から就労が困難となったり、離婚後に経済的に困窮するなど、暴力被害と生活困窮が複合的に起こる場合もあります。

配偶者からの暴力以外に、児童虐待や高齢者虐待が社会問題となっています。こうした問題に対処、予防、早期発見するためにも、あらゆる暴力を容認しない社会的環境づくりの啓発をすすめ、関係機関と連携し、相談・支援体制を整えます。

## 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	暴力の根絶に関する啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 重大な人権侵害である暴力は許される行為ではないという意識を、地域社会全体で共有するよう、広報・啓発活動に取り組んでいきます。</li> </ul>	福祉課 長寿介護課
②	女性や若年層に対する性暴力等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 各種窓口の周知を図ります。</li> <li>• 相談窓口の充実を図るとともに、愛知県女性相談センターと協力して早期の保護に努めます。</li> <li>• 関係機関と連携をし、DV被害者の状況に応じ自立に向けた継続的な支援を行います。</li> </ul>	福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道徳教育や人権教育の中で、暴力を許さない意識の醸成を図ります。</li> </ul>	学校教育課
③	児童虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待の通報窓口の周知を図ります。</li> <li>• 母子保健事業や赤ちゃん訪問事業の実施により、養育支援を必要とする家庭の把握に努めます。</li> <li>• 民生委員・児童委員など地域と協力して、早期発見に向けた体制の強化を図ります。</li> </ul>	福祉課
④	高齢者虐待の防止・早期発見	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高齢者虐待相談窓口などの周知を図ります。</li> <li>• 高齢者虐待を防止するため、虐待に関する知識の普及啓発を行うとともに、ケアマネジャーや地域包括支援センターなど関係機関と連携しながら早期発見、早期対応に努めます。</li> </ul>	長寿介護課
⑤	多様な被害者への各種相談窓口や適切な支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関と連携し、相談・支援体制を整えます。</li> </ul>	福祉課 長寿介護課

## (2) あらゆるハラスメント防止の啓発

### 【現状と課題】

ハラスメントとは様々な場面での嫌がらせやいじめのことで、個人の尊厳と人格を不当に侵害する絶対に行ってはならない行為です。

マタニティハラスメントやセクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、パタニティハラスメントなどの職場における各種ハラスメントの防止に向けて、事業所などにハラスメントに対する意識喚起を含め、働きやすい環境をつくるよう働きかけをしていきます。

### 【取り組むべき施策とその内容】

施策		内容	担当課
①	職場におけるハラスメント防止の啓発	・市職員に対し、あらゆるハラスメントの防止の啓発を実施します。	秘書企画課
		・関係機関と連携し、雇用の場におけるあらゆるハラスメントの防止対策として、事業者への啓発を実施します。	商工農政課
②	教育の場におけるハラスメント防止の啓発	・学校におけるあらゆるハラスメントの未然防止に努めるとともに、情報収集と相談窓口の紹介に努めます。	学校教育課

【成果指標一覧表】※第5次総合計画から抜粋（☆は独自指標）

基本 目標	施策の 方向性	成果指標	現状値	目標値		
			令和元年度	令和7年度	令和12年 度	
1	1	子ども条例を知っている市民の割合（％）	21.7(R2)	30.0	35.0	
	2	男女共同参画社会形成のための啓発活動や環境づくりに満足している市民の割合（％）	84.1(H30)	87.5	90.0	
		小中学校の教育活動が充実していると感じている市民の割合（％）	81.8(H30)	85.0	88.0	
	3	男女共同参画に関する講座イベント参加者数（人）	195	300	300	
2	1	生活保護からの自立世帯数（世帯）	5	12	17	
		ビジネスサポートセンター利用件数（件）	269	300	330	
		創業相談件数（件）	15	20	20	
	3	市民活動に参加している市民の割合（％）	18.3(H30)	20.0	22.0	
3	1	審議会等への女性登用率（％）	30.8	33.0	35.0	
		育児休業を取得する男性職員（人）	1	1以上	1以上	☆
		統括主査以上の女性職員の割合（％）	35.0	37.0	38.0	☆
		管理的地位にある職員に占める女性割合（％）	32.0	34	35.0	☆
		ボランティア養成講座受講者数（人）	10	65	80	
		将来の夢や希望を持っている小学生の割合（％）	79.6	87.0	87.5	
		将来の夢や希望を持っている中学生の割合（％）	70.4	71.0	72.0	
		自分も社会のために役立ちたいと思う中学生の割合（％）	75.0	78.0	80.0	
		教育活動における地域人材等の活用件数（件）	196	200	220	
		国際交流や外国人との共生に満足している市民の割合（％）	91.1(R2)	92.0	93.0	
	3	地域リーダー人材育成のための研修等の受講者数（人）	71	85	100	
		ひとり暮らしや心身に障害がある状態になった時の相談相手や助け合ったりする友人・知人がいる市民の割合（％）	51.8(R2)	55.0	60.0	

基本 目標	施策の 方向性	成果指標	現状値	目標値	
			令和元年度	令和7年度	令和12年 度
4	1	母子保健サービスに満足している市民の割合（％）	95.0(R2)	96.0	97.0
		幼い子どもを育てる所として”良い”と思う市民の割合（％）	30.8(H30)	38.0	40.0
		この地域で今後も子育てをしていきたいと思う人の割合（％）	95.2	96.0	97.0
		子育て支援や相談など児童福祉に満足している市民の割合（％）	77.7(H30)	83.0	85.0
		待機児童数（保育園）（人）	0	0	0
		子育て支援センターの利用者数（人）	17,309	19,600	22,000
		ファミリー・サポート・センターの会員数（人）	74	80	85
		子育て支援講習会参加者数（人）	527	660	780
		子育て・親育ち講座受講者数（人）	2,007	3,000	3,100
		児童館利用者数（放課後児童クラブを除く7館月平均）（人）	1,219	1,300	1,400
		放課後児童クラブの利用定員数（人）	375	460	460
	2	認知症サポーター養成講座受講者数（累計）（人）	7,798	9,000	11,000
		介護保険サービスなどの高齢者福祉に満足している市民の割合（％）	68.5(H30)	69.0	70.0
		市民同士の助け合いによる地域福祉活動に満足している市民の割合（％）	81.0(H30)	85.0	90.0
	3	生活習慣病予防・健康相談等の健康管理や健康づくりのための支援に満足している市民の割合（％）	85.1(H30)	87.5	90.0
	4	ひとり親家庭相談件数（件）	185	200	200
		生活・自立支援など障害者（児）福祉に満足している市民の割合（％）	79.3(H30)	85.0	90.0
障がい者支援に関するボランティア登録者数（人）		89	120	150	
グループホームで生活している障がい者の人数（人）		35	45	55	
5	1	DV（ドメスティックバイオレンス）の内容まで知っている市民の割合（％）	82.7(R2)	85.0	87.0
		配偶者や交際相手からの暴力について相談できる窓口を知っている市民の割合（％）	49.2(R2)	55.0	60.0

☆

☆